

押印（実印）及び印鑑証明書の添付を要する「財産の分割の協議に関する書類」  
【相続税・贈与税の特例関係】

下表のとおり、相続税又は贈与税の特例の適用を受ける際に「財産の分割の協議に関する書類」（遺産分割協議書等の写し）を添付する際には、押印等が必要となりますので、御留意ください。

対象の特例	押印等の内容
配偶者に対する相続税額の軽減 （相続税法第 19 条の 2）	財産の取得状況を証する書類として「財産の分割の協議に関する書類（遺産分割協議書等）」を添付する場合は、その相続に係る全ての共同相続人等の <u>押印（実印）があるものの写し</u> と、その押印に係る <u>印鑑証明書の添付</u> が必要となります。
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 （租税特別措置法第 69 条の 4）	
特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 （租税特別措置法第 69 条の 5）	
農地等についての相続税の納税猶予及び免除等 （租税特別措置法第 70 条の 6）	
山林についての相続税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第 70 条の 6 の 6）	
特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第 70 条の 6 の 7）	
個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）	
非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 2）	
非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 6）	
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 9）	
医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 12）	
医療法人の持分についての相続税の税額控除 （租税特別措置法 70 の 7 の 13）	